

令和8年度福岡市乳児等通園支援事業
（「福岡市型」こども誰でも通園制度）実施事業者
募集要項

令和8年1月

福岡市こども未来局子育て支援部事業調整課

目 次

1		公募の趣旨	P1
2		公募にあたっての注意事項	P1
3		公募の概要	P1
	(1)	事業開始時期	P1
	(2)	公募施設数	P1
	(3)	公募対象エリア	P1
4		応募の条件	P1
	(1)	実施事業者	P1
	(2)	実施場所	P2
	(3)	事業の実施	P2
5		運営費補助金	P7
6		施設改修・備品購入等補助金	P8
7		応募方法・実施事業者選定	P9
	(1)	スケジュール	P9
	(2)	事前協議	P9
	(3)	認可申請書類提出	P9
	(4)	辞退届の提出	P10
	(5)	実施事業者の選定	P10
	(6)	選定結果通知	P10
8		応募に際しての留意事項	P10
9		提出先・問い合わせ先	P11
10		提出書類一覧		
11		様式集		
12		参考様式		
13		関係法令		

1 公募の趣旨

集団生活における子どもの成長を促進し、すべての子育て家庭に対して、働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を実施する乳児等通園支援事業（以下：「こども誰でも通園制度」）が令和8年度より全国で実施されます。

福岡市では預かり時間の月上限時間や利用対象児童を国基準より拡充した「福岡市型」として令和6年度より実施しており、令和8年度より新たに「福岡市型」こども誰でも通園制度」を実施する事業者を募集します。

2 公募にあたっての注意事項

本要綱記載の各補助金は条例案及び令和8年度の予算が福岡市議会で可決された場合に施行及び執行可能となります。審議の状況によっては、内容を変更する場合があります。

3 公募の概要

令和8年度中に「福岡市型」こども誰でも通園制度」を開始する事業者を募集します。

(1) 事業開始時期

令和8年4月1日(水)～令和9年2月28日(日)

※上記期間内で準備が整い次第、事業を開始して頂いて構いません。

(2) 公募施設数

10か所程度

(3) 公募対象エリア

福岡市全域

4 応募の条件

(1) 実施事業者

実施事業者は次の要件のすべてに該当する法人、任意団体又は個人とします。

- ①福岡市の子育て政策をよく理解し、乳幼児の預かりや保護者支援に熱意を持ち、「福岡市型」こども誰でも通園制度」を遂行できる十分な資力、能力を有し、継続的に安定して事業を実施することができる法人、任意団体又は個人。
- ②福岡市内で保育施設等（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設・認可外保育施設）・幼稚園を運営していること。
- ③認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所については、福岡市内で運営する全ての施設について直近の实地指導監査で、重大な文書指摘事項がない、又は、指摘事項については改善措置がなされている旨の確認を福岡市より受けていること。
- ④幼稚園については、福岡市内で運営する全ての幼稚園について設置認可を受けていること。
- ⑤認可外保育施設については、福岡市内で運営する全ての施設において指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けており、直近の認可外保育施設立入調査で、改善指導を受けていないこと、または、改善指導事項については改善措置がなされている旨の確認を福岡市より受けていること。
- ⑥役員等（事業者が法人である場合はその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、事業者が個人である場合はその者をいう。）が、福岡市

暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

※「暴力団排除措置を講ずるための協定書」に基づき、福岡県警察本部組織犯罪対策課へ該当の有無に関する照会を行います。

⑦本市の市税を滞納していない者であること。

※福岡市市税担当課へ滞納の有無に関する照会を行います。

(2) 実施場所

「福岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例」第 22 条に定める設備基準を全て満たす事業所であることが必要です。

※応募者が運営する認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設での実施を原則とします。

※上記以外の場所で実施することも可能ですが、その場合も上記条例に定める設備基準を全て満たすことが必要です。

(3) 事業の実施

「福岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例」及び「福岡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」(案)を遵守し「福岡市乳児等通園支援事業実施要綱(令和 8 年 4 月 1 日施行予定)(案)」に基づき事業を実施するものとします。なお、今後、国の法改正・要綱改正に伴い上記条例及び要綱が改正される場合があります。

①	対象児童	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児等支援給付認定を受けた保護者の児童 ※認定は保護者が住民票を有する市町村より受けることが必要。 ※認定を受けるためには以下すべてを満たす児童を有する保護者であることが必要。 <ul style="list-style-type: none"> ・生後 6 か月から 2 歳であること ・保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業・企業主導型保育施設に在籍していないこと ※福岡市より認定を受けた児童は 3 歳になる年度末まで対象。 ※実施予定事業所の構造や職員の配置状況により受入れ可能月齢、年齢を限定することは可。
②	実施日	<ul style="list-style-type: none"> ・月曜日～日曜日の週に 1 日以上（曜日は問わない） ※本体の保育施設・幼稚園等の開所日に合わせて実施することは可。 ※対象児童の年齢により実施日をわけることも可。
③	実施形態	<p>以下のいずれかの形態で実施すること。</p> <p>【余裕活用型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所</u>で実施可 ・通年で 0～2 歳児の<u>利用定員に空きがある場合</u>利用定員の空きを活用し実施。 ・在園児と同じ保育室等で実施。 <p>※令和 8 年 4 月 1 日時点で在籍児童見込み数が利用定員数を上回っている場合は不可。</p>

		<p>【一般型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての施設で実施可。 ・専用施設や本体の保育施設等とは定員を別に設け、<u>在園児と合同</u>又は<u>専用室</u>を設けて実施。
④	<p>定員</p> <p>※1時間で同時に預かる児童数</p>	<p>【余裕活用型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用定員数から在籍児童数を引いた人数の範囲内で定員を設定すること。 ・年度途中の通常保育の入所児童を踏まえ定員を設定すること。 <p>【一般型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員は本体事業所の定員とは別に設定すること。 ・本事業の趣旨を踏まえ「福岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例」を満たす面積や職員配置を遵守し、実施事業者で設定すること。
⑤	<p>保護者の費用負担</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ、保護者に徴収目的や金額を書面で示し、同意を得ること。 ・利用料金は児童1人あたり1時間 300円程度を標準とし、実施事業者で設定。 ※利用料金について1時間 300円を超える金額を設定する場合は福岡市と協議をすること。 ・利用料金その他、昼食代、おやつ代等の実費相当額及びキャンセル料（ただし、利用申込みの内容どおりに利用した場合に支払うべき利用料等（実費相当額含む）を上限）を徴収することができる。 ・保護者より利用料金等を徴収した場合は領収証及び支援内容・利用時間を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を交付すること。 ・利用開始にあたり、入園料、準備金や月会費の徴収は不可。
⑥	<p>利用児童の決定方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が利用を希望する事業所に直接申込み。 ・以下に該当する場合は優先的に利用できるように調整すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① ひとり親家庭 ② 障がい児 ③ 生活保護世帯 ④ 保護者又は利用児童の兄弟姉妹が疾病または障がいを有する場合 ⑤ 多胎児 ⑥ 兄弟姉妹同時申込み ⑦ 区役所等の関係機関からの紹介 ・実施事業者は、定員の範囲において、利用の申込みがあった場合は、児童の受け入れをしなければならない。 ・定員に空きがあるにもかかわらず、職員配置や事業所の機能等、正当な理由により児童の受け入れが困難である場合は、具体的な理由とともに福岡市事業調整課へ報告しなければならない。 ・実施事業者は福岡市が行う乳児等通園支援事業の利用あっせん及び要請に対してできる限り協力しなければならない。
⑦	<p>乳児等通園支援従事者</p>	<p>【余裕活用型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士 <p>【一般型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士

		<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県又は市町村及び指定事業者が実施する子育て支援員研修のうち一時預かり事業又は地域型保育の専門研修を修了したもの。
⑧	乳児等通園支援従事者の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の児童の年齢・人数に応じた乳児等通園支援従事者を配置すること。児童の年齢は、4月1日現在の満年齢とする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 0歳児3人につき、乳児等通園支援従事者1名 ② 1歳児、2歳児6人につき、乳児等通園支援従事者1名 【余裕活用型】 <ul style="list-style-type: none"> ・「福岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例」第26条の規定に基づき、「福岡市型」こども誰でも通園制度利用児童と実施施設の在園児数を合計した児童の年齢及び人数に応じて、<u>保育士を配置すること。</u> 【一般型】 <ul style="list-style-type: none"> ・「福岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例」第23条の規定に基づき、利用児童の年齢及び人数に応じて、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員として、乳児等通園支援従事者を配置し、そのうち<u>保育士を1/2以上とすること。当該乳児等通園支援従事者数は原則2名を下回ることはできない。</u> ・ただし、以下の場合は保育士1名とすることができる <ul style="list-style-type: none"> ・保育施設等と一体的に実施する場合で、本体保育施設等の保育従事者による支援を受けられる場合は保育士1名で保育できる利用児童の範囲内において、乳児等通園支援従事者を保育士1名とすることができる。 ・乳児等通園支援事業の利用児童数が3人以下でかつ、本体保育施設等の保育が現に行われている保育室等で一般型乳児等通園支援事業が実施され、本体保育施設等の保育士による支援が受けられる場合は乳児等通園支援従事者を保育士1名とすることができる。 ・本体施設の職員の専従要件等に十分に配慮すること。
⑨	施設基準	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の児童の年齢・人数に応じた面積を有する保育室等を確保すること。利用児童の年齢は、4月1日現在の満年齢とする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 0歳児、1歳児1人につき、3.3㎡ ② 2歳児1人につき、1.98㎡ ・便所他、乳児等通園支援事業実施に必要な用具を備えること。 【余裕活用型】 <ul style="list-style-type: none"> ・「福岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例」第26条の規定に基づき、「福岡市型」こども誰でも通園制度利用児童と実施施設の在園児数を合計した児童の年齢及び人数に応じて、①及び②に定める必要な保育室等を確保すること。 【一般型】 <ul style="list-style-type: none"> ・「福岡市型」こども誰でも通園制度利用児童の年齢及び人数に応じて①及び②に定める必要な保育スペース又は保育室等を確保すること。 ・「福岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例」第22条の規定を遵守すること。

⑩	預かりの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、週に1回以上、児童を定期的に預かること。(福岡市から認定を受けた児童1人あたりの利用上限時間は月40時間。福岡市以外から認定を受けた児童の利用上限時間は当該市町村が定めた上限時間。) ・食事(給食やおやつ)の提供は推奨。 ・食事を提供する場合は加熱や保存等必要な調理設備を備えること。また、衛生管理や栄養管理、個々の離乳等の状況に応じた対応等について、「保育所における食事の提供ガイドライン」(平成24年3月厚生労働省)、「授乳・離乳の支援ガイド」(令和元年3月「授乳・離乳の支援ガイド」改定に関する研究会)を参照して対応するほか、食物アレルギーを有するこどもについては「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年改訂版)」(平成31年4月厚生労働省)を参照し、医師の診断及び指示に基づき対応することが必要であること。 ・外部搬入により給食を提供する場合は以下の要件を満たすこと。 <外部搬入により食事の提供を行う場合の要件> <ul style="list-style-type: none"> ・利用児童に対する食事の提供の責任が乳児等通園支援事業者にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 ・乳児等通園支援事業所又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 ・調理業務の受託者は、乳児等通園支援事業者による食事の提供の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする ・利用児童の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 ・食を通じた利用児童の健全育成を図る観点から、利用児童の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 <乳児等通園支援事業所に外部搬入を行うことができる者> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該乳児等通園支援事業所と一体的に運営されている保育所等 ② 当該乳児等通園支援事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 ・実施事業者が食事を提供せずに、家庭よりの弁当等を持参とすることも可。その場合においても、利用乳幼児のアレルギーやアトピー等へ配慮すること。 ・「福岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例」第24条の規定を遵守すること。 ・利用児童の育ちに関する長期的な見通しをもった全体的な計画及び一人一人のこどもの実態に応じた指導計画や利用児童の育ちに関する記録や個人台帳
---	--------	---

		<p>を作成し5年間保存すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用児童が利用予定日に事前に定められた時間までに連絡がなく、登園しない場合は、利用児童の状況を確認すること。特に、要支援家庭等の児童の利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応すること。 ・要支援家庭等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有するとともに、関係機関と協力し相談支援を行うなど適切に対応すること。
⑪	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもや保護者の状況を把握するため、初回利用前に面談を実施すること。 ・実施事業者は以下の内容を定めた重要事項説明書を作成し、面談時に保護者に説明し同意を得ること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 事業目的及び運営方針 ② 乳児等通園支援の内容 ③ 職員の職種、人数及び職務の内容 ④ 実施日、実施時間及び実施しない日 ⑤ 利用料金、及びその他の料金の金額と内容 ⑥ 1時間あたりの利用定員 ⑦ 利用の開始及び終了に関する事、利用に際しての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待防止のための措置 ⑪ その他運営に関する重要事項 ・初回利用時には、保護者より「乳児等支援支給認定証」の提示を受け、記載事項の確認を行うこと。保護者の虚偽申請等の不正行為を確認した場合は速やかに福岡市に報告すること。 ・職員の資質向上のために研修を実施すること。 ・実施事業所の職員及び管理者は正当な利用なく、業務上知り得たこどもや家族の情報を漏らしてはならず、退職後も漏らすことがないように実施事業者は必要な措置を講ずること。また、特定教育・保育施設等、他の実施事業者及び関係機関等に対してこどもに関する情報を提供する際は、あらかじめ保護者に文書で同意を得ること。 ・実施事業者は利用保護者や家族からの苦情に適切かつ迅速に対応するため相談窓口を設けること。 ・乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が生じた場合は、実施事業者は損害賠償を速やかに行うこと（賠償責任保険に加入することを可能なかぎり検討すること）。 ・「「福岡市型」こども誰でも通園制度」を実施する際に、利用児童の送迎に自動車を使用する場合は「福岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例」第8条に規定するブザー等見落とし防止装置を備えること。 ・建築基準法及び消防法令等の関係法令を遵守すること。 ・認可後、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく指導監査の円滑な実施に協力すること。 ・認可後、「こども誰でも通園制度総合支援システム」を導入し、本システムを

	<p>通じて毎月の福岡市への実績報告や給付費の請求等を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施事業者は乳児等通園支援事業にかかる会計をその他の事業の会計を区分すること。
--	---

5 乳児等支援給付費及び運営費補助金

こども一人あたり月 10 時間分は「乳児等支援給付費」として、月 10 時間を超える分は「福岡市乳児等通園支援事業運営費補助金」として実施事業者に交付します。交付金額は「乳児等支援給付費」及び「福岡市乳児等通園支援事業運営費補助金」ともに下記の単価で交付します。

福岡市以外から乳児等支援給付費認定を受けた利用児童に関しては保護者が認定を受けた市町村へ詳細をご確認の上、当該市町村へ給付費等の請求は行ってください。

名称	要件	金額
①基本補助額 ※年齢は 4月1日現在の満年齢	0歳児	1,700円
	1歳児・2歳児	1,400円
②医療的ケア児加算	・日常生活を営む上で医療的ケアを必要とする児童を受入れ、かつ、看護師等や喀痰吸引等研修(社会福祉士及び介護福祉法(昭和62年法律第30号)附則第11条第2項に規定する「喀痰吸引等研修」をいう。)の課程を修了した認定特定行為従事者である保育従事者など、医療的ケア児の特性に対応できる者を配置した場合	2,500円
③障がい児加算	・障がい児を受入れ、児童の障がいの特性に対応可能な職員を配置するなどの体制の確保を行った場合	1,000円
④要支援家庭のこども加算	・要支援家庭のこどもを受け入れた場合に加算。必要に応じて関係機関との連携、情報共有等を行う。	600円
⑤生活困窮家庭等負担軽減加算	・市が認めた家庭のこどもが利用する場合に、事業所において利用料の減額を行った場合に右記の金額を上限に加算 ・生活保護世帯 ・住民税所得割合算額 77,101円未満世帯/非課税世帯	300円
		200円
⑥初回対応加算	・事前面談(30分以上。集合形式で行う場合は、別途、個別に15分以上)と事後面談(10分以上)を合わせて実施し、面談記録を残した場合に加算 ・1回あたり 0歳児 ・1回あたり 1歳児・2歳児	1,700円
		1,400円
⑦保護者支援面談加算	・利用児童の様子を伝えるとともに、保護者が抱える子育ての悩みや不安等を育児に関する相談に対応する面談を30分以上実施し面談記録を残した場合加算 ・1回あたり 0～2歳児共通	1,400円
⑧賃借料加算	・賃貸物件において、実施する場合に加算。ただし、賃貸借契約上、毎月支払う額が上限。他事業と共用で賃貸物件を利用している場合は利用人数等の按分割合による按分した金額が上限。	200円

※①②③④⑤⑧は児童1人あたり、1時間当たりの金額です。

※利用児童が当日キャンセルにより利用しなかった場合は、利用予定時間分利用があったものとして補助金の請求は可能です。

※上記は現時点で公表されている国の資料に基づき作成しております。今後、国の正式要綱発出に伴い、条件等が変更になる場合があります。

※②から④は同一の児童について種類のみ算定可能で、同時算定はできません。いずれか一つを選択してください。

※こども一人あたり一月あたり 10 時間を超える時間に対して交付する「福岡市乳児等通園支援事業運営費補助金」交付額は補助対象経費の実支出額と、上記により算出した補助金の合計額を比較し、少ない方の金額が上限となります。

【補助対象経費】

- ・事業の実施に必要な経費とし、人件費のほか、事務費（通信費、印刷消耗品費、旅費など）、事業費（給食費、保育材料費、光熱費など）を含む。
- ・なお、通常の保育施設等の運営と「福岡市型」こども誰でも通園制度」を同時に実施する場合について、光熱費など通常の保育等に係る経費と分けられないものについては、通常保育等の定員との按分などにより計算すること。

【例：通常保育の定員 90 人、「福岡市型」こども誰でも通園制度の定員 10 人の場合の光熱費】
 （月額光熱費：300,000 円）×12 か月分×10 人／100 人=360,000 円

6 施設改修・備品購入等補助金

0 から 2 歳児の預かりを実施するには、施設改修等が必須である場合は、施設改修や当該改修に付随する備品購入の補助金を交付予定です。老朽化による施設改修は対象外となります。なお、実施には国による福岡市の整備計画の採択が必要となります。国の計画採択状況によっては実施できない場合もありますので、ご了承ください。

名称	補助内容	算定方法	補助上限額
改修等事業	事業を実施するための施設の保育環境を整えるため改修工事や当該改修に付随する備品購入等を行う場合に補助する。消耗品は対象外。	支出額×3/4(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を補助する。	3,395,000 円
開設前賃借料補助事業	事業を実施する目的で、賃貸物件等を新たに賃借した場合に、 <u>事業開始前</u> に必要な賃借料及び礼金に対して補助する。家賃本体及び礼金のみ。共益費等の付帯する費用は含まない。	支出額×3/4(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を補助する。他事業との共用の場合は利用割合等により補助対象経費を按分すること。	450,000 円

※国による計画の採択を受けた後の実施になります。採択時期は令和 8 年 8 月ごろと現時点では国より連絡を受けております。

※上記金額は 1 施設当たりの金額です。なお、申請は 1 事業所あたり、全事業実施期間を通じて 1 回のみです。

※上記は現時点で国より示されている要綱（案）に基づき記載しています。国の正式通知が発出され

た後に補助内容、算定方法、補助上限額は変更する場合があります。

※補助金の交付を受けるには、「こども誰でも通園制度総合支援システム」の導入が必要です。

7 応募方法・実施事業者選定

(1) スケジュール

- | | |
|-----------------------------------|---|
| ①募集開始 | 令和8年1月29日(木) |
| ②認可・確認申請書類締切 | 1回目：令和8年3月6日(金)
2回目：令和8年5月29日(金) |
| ③福岡市こども・子育て審議会教育・保育施設等認可・確認専門部会開催 | 令和8年3月6日までに認可・確認申請書類を提出した事業者
令和8年3月下旬 ※予定
令和8年5月29日までに認可・確認申請書類を提出した事業者
令和8年6月下旬 ※予定 |
| ④「福岡市型」こども誰でも通園制度」実施事業者決定 | 令和8年3月下旬認可・確認専門部会開催分 令和8年3月下旬
令和8年6月下旬認可・確認専門部会開催分 令和8年6月下旬 |
| ⑤応募者への選定結果通知 | 令和8年3月下旬決定分 令和8年4月上旬
令和8年6月下旬決定分 令和8年7月上旬 |

(2) 事前協議

「実施予定場所の図面（事業実施予定の保育室等の有効面積がわかるもの）」及び「乳児等通園支援事業面積・人員基準確認表」を持参の上、福岡市こども未来局事業調整課と事前協議を行ってください。

なお、事前協議を行う場合は、「9 提出先・問い合わせ先」に電子メール・電話にて来庁予約を必ず行ってください。予約がなく、来庁した場合は、事前協議を受け付けられない場合があります。

本事業実施により本体保育施設等の運営に支障がないか確認するため、認可保育所の場合は福岡市に提出された「職員名簿」で、認可外保育施設の場合は「運営状況報告書」で本体保育施設等に必要保育士数等の確認を合わせて行います。

(3) 認可・確認申請書類提出

締切日 　：：令和8年3月6日(金)または令和8年5月29日(金)

提出書類：「提出書類一覧」で指定する書類

提出方法：「9 提出先・問い合わせ先」に持参、郵送（特定記録又は簡易書留等追跡可能な方法でご提出ください）または電子メール（送付した場合は電話（092-711-4340）に送付した旨をご連絡ください）により提出。

(4) 辞退届の提出

認可申請書類提出後、やむを得ない事情により応募を辞退する場合は、速やかに下記「9 提出先・問い合わせ先」に「辞退届」を提出してください。

(5) 実施事業者の選定

事業の実施には児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項及び子ども・子育て支援法第 54 条の 2 第 1 項の規定により、市長による認可・確認を受ける必要があります。

実施事業者の認可・確認に際しては児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項及び子ども・子育て支援法第 54 条の 2 第 1 項に規定されているように「福岡市こども・子育て審議会教育・保育施設等認可・確認専門部会」（以下「専門部会」）の審議を経て、市が選定します。

専門部会開催日時	令和 8 年 3 月下旬または令和 8 年 6 月下旬
審査方法	認可申請書類による書面審査及び審査委員によるヒアリング※
評価項目	法人概要、応募動機、乳幼児の預かりの実績、施設長の資質、児童・保護者への支援内容、食育・アレルギー対応・衛生管理、事故防止の取り組み、職員研修計画、実施予定事業所の立地・設備、財務状況など

※審査委員によるヒアリングについて

- ・同法人で福岡市内で保育所・認定こども園・地域型保育事業所の運営実績がある場合及び申請時点で、福岡市一時預かり事業（一般型）補助対象事業者である場合はヒアリングは省略します。
- ・ヒアリングは申請者によるプレゼンテーション 5 分程度、審査委員によるヒアリング 10 分で行います。（ヒアリング時間は変更の場合あり）
- ・出席者は 1 申請者につき、2 名までとします。責任者（保育施設等と一体的に運営する場合は施設長その他の場合は本事業の実施責任者）のご出席を必ずお願いします。
- ・ヒアリング実施日時は決定後、申請書に記載されたメールアドレス宛てに連絡します。ヒアリング日時の変更は認められません。

(6) 選定結果通知

応募書類を提出したすべての事業者に対して選定結果（選定、又は、非選定の結果）を文書により通知します。

8 応募に際しての留意事項

応募書類提出に際しては以下の事項にご留意ください。

- ①申請に係る一切の費用は、応募者が負担するものとする。
- ②申請内容は、福岡市との協議により、内容の変更を求められることがある。
- ③提出された事業計画書の内容は、応募者が責任をもって必ず履行できる内容とすること。
- ④提出物は返却しない。なお、補助事業実施に至った場合に活用する他は、事業者選定以外の目的で応募者に無断で使用することはない。
- ⑤申請書類提出後において、実施事業者の選定までの間は申請書類に記載された内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合は、この限りではない。
- ⑥「福岡市型」こども誰でも通園制度の業務」の全部または一部を第三者に委託することは禁止する。
- ⑦その他、本募集要項に定めのない事項については、福岡市において定める。
- ⑧下記に該当する場合は、「福岡市こども・子育て審議会教育・保育施設等認可・確認専門部会」による審議を行うことなく、失格とする。また、選定後に下記に該当した場合または該当していたことが判明した場合は、選定を取り消すことがある。

- ・条件を満たさない申請を行った場合

- ・提出書類に重大な不備や虚偽があった場合
- ・提出期間内に必要な書類が提出されなかった場合
- ・審査員等に対する不当な行為が認められた場合
- ・その他、福岡市が不適切と認めた場合

※福岡市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係にある者及び同条例に反する行為を行う者であることが判明した場合は、審議を行うことなく失格とする。

9 提出先・問い合わせ先

福岡市子ども未来局子育て支援部事業調整課 保育所多機能化担当
〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1 福岡市役所本庁舎 13 階
Tel: 092-711-4340 Fax: 092-733-5718
E-mail: jigyochosei.CB@city.fukuoka.lg.jp

10 提出書類一覧

別紙のとおり

11 様式・参考様式

別紙のとおり

12 関係法令

別紙のとおり